平成２６年（フ）第７１６号
東京都大田区東雪谷５丁目11―10
債務者　黒澤　悦子
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７１７号
東京都葛飾区柴又３丁目17―８―204
債務者　佐瀬　武夫
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７２１号
東京都小平市仲町79―16
債務者　中嶋　春彦
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７２５号
東京都江戸川区北小岩４丁目23―６
債務者　本村　智子
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７２９号
東京都足立区大谷田１丁目１―８―1202
債務者　松浦　正夫
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７３４号
東京都豊島区上池袋２丁目９―３
債務者　三浦　栄子
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４００７号
東京都品川区勝島１丁目９―11
債務者　信夫　和彦
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月10日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４０８９号
東京都北区赤羽１丁目41―５―303　ＡＴエミネンス
債務者　相良　智弘
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月10日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４１６８号
東京都板橋区上板橋２丁目３―３―302
債務者　加藤　　淳
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月10日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１６号
東京都町田市三輪町１番地１サニーコート203
債務者　大倉　隆介
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月10日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第５４５５号
大阪府吹田市佐井寺４丁目11番16―203号
債務者　水間　良子
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６５６号
東京都町田市相原町3190―８―608
債務者　久松　えり（旧姓中野）
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７２２号
東京都立川市上砂町５丁目57―７　ＴＯＰ21―101
債務者　橋本　俊長
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７２３号
東京都立川市上砂町５丁目57―７　ＴＯＰ21―101
債務者　橋本　優子
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２０４号
沖縄県宜野湾市上原２丁目６番11―102号　丸本アパート
債務者　山口富美子
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第９号
東京都西東京市住吉町３丁目12番19号コーポフジ201号
債務者　小林　泰昭
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部